

第4次浜松市行財政改革推進審議会 第4回審議会 会議録

日時	平成24年10月30日(火)18:30～21:03
会場	浜松市地域情報センター
出席委員	御室会長、山本会長代行、山崎委員、前嶋委員、武藤委員、岩田委員、井上委員、南出委員
欠席委員	村松委員、水谷委員
傍聴者	113名
報道関係者	浜松ケーブルテレビ(株)、中日新聞、静岡新聞、SBS、テレビ静岡、読売新聞、朝日新聞、静岡朝日テレビ
浜松市及び市関係者	伊藤副市長、寺田企画調整部長、鈴木総務部長、神門財務部長、和久田産業部農林水産担当部長、田中都市整備部花みどり担当部長
事務局	門名事務局長、和田副参事、高橋、袴田、鈴木、宮崎

《会議の概要》

1. 第4次行革審の第4回の審議会を、御室会長が議長となって進行した。
2. 借地適正化計画等について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
3. フラワー・フルーツパークについて、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。

《会議次第》

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - 1 借地適正化計画等について
 - 2 フラワーパーク、フルーツパークについて
 - (1)フルーツパークの再生
 - (2)動物園・フラワーパークの一体化
 - (3)フラワー・フルーツパーク公社の経営改革
4. 閉会

《会議の経過》

1 開 会

事務局長

みなさん、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから、第4次浜松市行財政改革推進審議会第4回審議会を執り行います。失礼して座らせていただきます。

本日は、水谷委員、村松委員がご欠席のため、委員8名により開催をします。本日は、市の借地の適正化とフラワーパーク、フルーツパークについて審議をすることとしております。これより議事の進行は、御室会長が議長となり、会議の運営を行っていただきます。なお、途中、特に休憩は取りませんので、ご所用のある方は、適宜ご用をお足しいただきますようお願い申し上げます。それでは、御室会長、よろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

御室会長

皆さん、こんばんは。会長の御室です。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様には、お仕事が終わって、大変お疲れにも関わらず、お集まりいただきましてありがとうございます。また伊藤副市長をはじめ、市の幹部職員の皆さんも、大変業務後多忙の中を、出席をいただきましてありがとうございます。

先ほど、事務局長からご案内申し上げましたように、本日の議題は、パワーポイントにもありますように、借地適正化計画、フラワーパーク、フルーツパークについてであります。両方とも、これまで何度も議論をしてまいりました。何度も議論をしているということは、逆にいうと、それだけ改善が、思うように進んでいないということの裏返しになるんだろうと思いますが、思うように進まないことの原因、これはどこにあるのか。どうすれば進むようになるのか。今日はそういった視点を交えて、中身の濃い議論をしていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、借地適正化計画につきまして、進捗状況を中心に、分かりやすく説明をいただければと思います。神門部長、よろしくお願いいたします。

3 議 事

1 借地適正化計画等について

神門財務部長

財務部長の神門です。よろしくお願いいたします。それでは、私から借地適正化計画について、説明します。この度、市として、あらためて借地適正化計画をつくらせていただきましたので、それを

中心に、借地の適正化について説明をしたいと思っています。

まず、これまでの取り組みと対応について、おさらいをさせていただきたいと思います。認識の欄にありますとおり、借地について、どういう認識で取り組んできたかということですが、施設の継続的な利用の点で、非常に不安定である、それから固定的支出である借地料が、財政的に負担になっているということで、借地の解消を進めています。

表の上段平成 20 年度の欄をご覧くださいと思いますが、浜松市の公共施設の借地、これが平成 20 年度末現在で、有償借地面積が 281 万㎡、借地料は年間 8 億円にも及んでいたということです。借地権のある借地や公園や道路などは、法的に守られておりますが、地権者からの返還請求に対抗手段を持たないために、継続的な利用の点で不安定であるということが、借地の基本的な課題です。それから、ここにありますように、20 年度で年間 8 億円に及ぶ借地料を払っているということがあります。

こうしたことから、これまでの取り組みのところにありますが、20 年度に行革審におきまして、答申をいただきまして、21 年度に浜松市資産経営推進方針を策定しましたが、その中で個別方針としまして、借用に関する方針、これを個別方針として策定をしまして取り組んでいます。その中で、学校借地解消を優先的に取り組んでまいりました。

その結果、現状としては、平成 23 年度末の借地状況と 20 年度末と比較したものを表で載せておりますが、面積では 6.2%、借地料で 4.5%の減少となっております。学校借地を中心に取り組んできておりまして、その実績は右側にありますが、面積で 7.6%、借地料で 5.9%の減少ということです。

次に、こうした取り組みをしていく中で、浮かび上がってきた課題ということですが、まず一つ目といたしまして、これまで教育委員会の学校教育部主導で、学校借地を中心として取り組んでまいりましたが、ある程度の限界に来ているのではないかとことです。

まず一つは、売却希望を募って、その希望者から借地を購入するということをやってまいりましたが、売却を希望される方からの購入は、ほぼ終わってきているということ。それから、専門的でない教育委員会で、こうした事務をするのはいかがかという点がありました。

それから、市の借地料基準を上回る借地契約ということですが、これまでは主に借地を解消していきこうと、学校について購入をしていきこうということを中心にやっておりましたが、実際には借地料基準、一般の借地料を上回るような借地契約がありまして、その値段が高いということ自体が問題ではないかという認識をした次第です。

そうしたことを受けまして、今後の対応として、まず、この計画の基本方針になるわけですが、標準借地料と乖離がある借地の解消、見直しを重点化したい。高いところを重点的にやりたいということ。それから、計画の実施体制を強化するために、資産経営課内に借地の適正化を専門に行なうグループを 9 月 1 日付で設けました。こういう組織体制の整備も行ったということで、全体として推進をしていきたいと考えています。

次に借地適正化計画です。策定の趣旨等があります。借地の解消、借地料の見直しとしてあり

ますが、先ほど説明を申し上げましたように、これまでは左側の借地の解消ということで、購入を進めておりましたが、やはり値段が高いこと自体が問題であろうということで、借地の解消と借地料の見直し、これを両輪として、二つを合わせて適正化と呼びまして、全体を適正化計画に乗せて、進捗を図っていかうとしています。この両方を推進することによりまして、借地料総額の圧縮を図っていくということを目指しています。計画期間は、今年度から平成 26 年度までの 3 か年と考えています。

そのうちの借地の解消の部分ですが、基本的な考え方、手法は三つあります。購入をする、施設廃止などをして借地自体を返還してしまう。特に国、県との話になりますが、それぞれの借地を交換するといったようなことが考えられます。この三つをそれぞれ手法として、方針を策定しました。

その中の、まず購入です。先ほど説明申し上げましたとおり、これまで学校施設を優先としまして、売却してもよいという方、売却希望者を募りまして、個人単位で借地の購入をしてまいりました。これが一定の限界にきているということでして、この矢印の先に書いてありますとおり、長期的に使用が確実に見込まれる施設で、現在の借地料と民間の賃貸実例を考慮して算定した標準借地料との乖離が大きな施設に重点を置いて、施設単位で購入を進めることとしたいと思っています。個人単位から施設単位、それから希望者を募るというやり方から、長期的使用が見込まれる土地であって、標準借地料との乖離が大きいもの、これに重点化をしようということです。ただ、学校など統廃合の計画があるような場合がありますので、そうした土地については、当然購入はしないということです。

標準借地料という言葉を使っておりますので、定義を書いてありますが、新たに借り上げる場合の借地料ということで、地域差等によって個別案件に応じて補正を加えるとしてありますが、これまでは、国の算定基準というのが昔ありまして、それに従いまして、画一的に借地料の基準を決めてましたが、平成 22 年度から、浜松市における民間の実態調査を行い、どれくらいの金額で実際の賃貸借が行われているかということ进行调查しましたので、そうした実例に応じた借地料を基準として決定したものを標準借地料と呼びたいということで変更をしています。

購入の対象ですが、解消の効果が大きいものやっしていきたいということでありまして、借地料が年額 100 万円以上かつ標準借地料との乖離が 1.2 倍以上、2 割以上高いようなものです。このうちで長期的使用が確実に見込まれる施設というものを 10 施設程度選びまして、やっしていきたいと思っています。購入財源は、これまで市有の土地を売却した益などを積み立てている資産管理基金がありますが、ここに蓄えられてきている資金を活用したいと思っています。

続きまして、返還ですが、これは借地上に建物がある場合には、建物を解体して、借地を返還するということになるわけですが、基本方針に書いてありますが、昨年度までで廃止計画の策定をしましたので、廃止計画で廃止が決まっているもので、解体してすぐ返還ができるというようなものについて、返還をやっしていきたいと思っております。そのための解体の予算としまして、平成 24 年度の当初予算で 3.9 億円を確保しましたし、先般議決をいただきましたが、9 月補正予算でも 3 億円を更に追加しています。解体を進めて、借地があるもの、あるいは売却ができるようなもの、こう

いうものを中心に解体を進めて、借地の解消や売却を促進していきたいとしているところです。

交換ですけれども、これは国や県からの有償借地につきまして、市が今後も継続的に使用するとした用地につきまして、交換をして借地を解消するということです。交換の進め方は、資産経営課が国や県に市から貸し付けている土地を把握しておりますので、資産経営課で候補地を選定して、交渉をしております。それぞれの金額は、基本的に不動産鑑定による等価交換ということで、だいたい県ともこれまでもやってきているというような状況です。

続きまして、今は借地料の解消の話ですが、今度は借地料の見直しの話です。これまでは、当初契約をした借地料をベースに、物価や地価の変動などによって、借地料を見直してまいりました。それから、市の普通財産貸付料算定基準を上回る借地料について、引き下げ交渉をしてきましたが、これは先ほど説明申し上げたように、非常に画一的な基準でありましたので、必ずしも民間の相場とは一致していないということがありました。そのために地権者の理解が得られないということがありましたので、調査をしまして、算定した標準借地料、民間相場とさせていただければと思いますが、これを基に引き下げ交渉に臨みたいとするものです。

この見直しにつきましても、重点対象施設を定めてやっていきたいと思っております、これは先ほどの購入の時の基準と同じですが、年額 100 万円以上、乖離が 1.2 倍以上のものです。この条件だけだと購入対象とかぶってまいりますので、購入するものは、このうちで長期に継続的に使用が見込まれるものです。そうでないものについては、料金の引き下げ、借地料の見直しをやっていくということを考えています。

できるかどうかということですが、借地料の金額につきましては、過去の双方の合意で決定しているものですので、特に契約の期間中にあるようなものにつきましては、なかなか地権者のご同意をいただくのは難しいという予想はしていますが、過去にいろいろな経緯があっても、今、説明申し上げたような、民間相場とかなりかけ離れているような実体があれば、これはやはり見直していくべきであろうということであり、何とかこの方針を理解いただいて、引き下げに合意をいただきたいと考えているところです。

購入対象施設 10 施設、それ以外で 20 施設程度ということですが、購入対象でも、なかなか購入できないといったような場合があると思っておりますので、そういう場合は、引き下げ交渉をあわせてやっていきたいと思っております。

それから、なかなか合意が至らないといったような場合も考えられますが、これは一般的には調停といったような法的な措置、第三者に介入していただくというようなこともありますので、そうしたことも、将来的には検討していきたいと思っております。

実施体制ですが、これは計画の進捗管理は財務部の資産経営課がやってまいります。事業実施を所管課がやります。事業実施のうちの学校借地の部分につきましては、この度、組織再編で 9 月 1 日から資産経営課にグループを設けましたので、そこで直接実施をしていきたいと思っております。全体は今、市役所内に資産経営推進会議ということで、私が委員長になっていますが、関係部長で構成する会議を設けておりますので、この中でも個別案件の協議、あるいは計画進捗

の確認をしていきたいと思っております。

スケジュールですが、平成 24 年度は、まず今申し上げたような市の方針を市民の方々に理解していただく必要がありますので、その周知をしていきたいと思っております。こうした行革審の場も、そういう場だと思っておりますが、いろいろな場を通じて、方針をご理解いただきたいと思っております。

また、関係地権者、直接的に関係される方については、個別に説明、お願いに入っていきたいと思っております。そして 25 年度、26 年度 2 年間をかけまして、この計画に沿いまして個別に交渉を実施し、借地の購入、借地料の見直し、これを行っていききたいと思っております。

簡単ですが、説明は以上です。

御室会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑に入りたいと思いますが、一つまず冒頭に、私から確認をさせていただければと思います。平成 24 年度のスケジュールとして借地適正化計画の周知、関係地権者への説明、依頼ということが書かれていますが、これがスケジュールと呼べるのかどうか、疑問を感じるところでありまして、今日は 10 月 30 日ということですので、既に平成 24 年度も 7 か月が経過したわけです。現在の進捗状況、これにつきまして、どこまで進んでいるのかということをお教えいただければと思います。

神門財務部長

これまでどうかたちで進めていくべきかということ、弁護士を交えながら戦略を練ってまいりました。やはり重点的に解消すべき施設を決めて交渉していくことが、合理的だと我々は考えているのですが、やはり借地料と民間の相場との乖離が大きいところから、解消を図っていくべきだろうと。そういう戦略を練って、実際に対象施設を絞ってきたというような進捗です。これで計画を策定しましたので、すぐに庁内にこの意思統一を図り、周知、あるいは実際に地権者との説明に入っていきたいということです。

御室会長

それでは、今の神門部長のご回答を受けまして、委員の皆様から質疑をお願いしたいと思います。山崎委員どうぞ。

山崎委員

山崎です。行革審事務局の資料を出していただきたいのですが、第 3 次の行革審で、この借地の解消ということで、二つ答申してあります。皆さんには事務局の資料がお分けしてなくて恐縮ですが、画面を見ていただきたいと思っております。

御室会長

これは事務局で、皆さんに分かりやすいように作ってあるのですが、これはお手元にはありませんので、画面を見ていただきながら聞いていただければと思います。

山崎委員

恐縮ですが、よろしく願います。

実は、これが第 3 次の答申ということで、具体的な工程表を織り込むこととあります。今、神門部長からお話がありましたけれども、なかなか借地の解消とか、料金の値下げというのは、相手のある話でして、やはり計画を立ててもなかなか進まないというのが実体かと思いますが、まず計画、工程表を個々の事案で立ててもらいたいということで、第 3 次行革審でも答申をさせていただいております。

もう一つは、買う、買わないというよりも、借地料の高いところを引き下げて、実質的な効果を出してもらいたい。この二点を、行革審としては答申をさせていただいております。

次に、市の資料で先ほどお話がありました、これまでの取り組みのところ。それ以前に、20 年度の行革審、これは鈴木修会長以下の行革審の答申で、やはりこれも借地の解消をしてもらいたいということで、もう 4 年ほど前から出しているわけです。

その下の結果がここへ出ておりますが、20 年度の面積が約 6.2%減っているわけです。これは面積にしますと、18 万㎡という膨大な面積が減っているわけです。それから借地料も、20 年から 23 年度で 4,000 万円減っている。

今日、私が質問をしたいのは、この中の内訳で買い取って面積が減ったもの、賃料が減ったもの、廃止をして減ったもの、それから、賃料の値下げをして、面積は動かないわけですが減ったもの、その内訳を教えてください。

神門財政部長

買い取って減ったものとしては、減少金額で 800 万円程度です。返還をしたものが 600 万円程度です。

山崎委員

そうすると、買い取りと返還したもので 1,400 万円減ったという解釈をすればよろしいか。

神門財政部長

そうです。

山崎委員

分かりました。内容的には、細かいものがあるかと思いますが、できるだけ粘り強く今後もやってもらいたいというのと、先ほどの説明を聞きますと、個々の工程表、相手もある話ですから、なかなか最初からこういう場でオープンにはできないと思うのですが、ぜひ市の内部では、各論の工程表を作って相手と折衝していただきたい。今回、システムを実施体制ということで、所管課が定期的に資産経営課に報告するようになっておりますが、これをぜひ、少なくとも 3 か月、四半期に一度ぐらいは、実施の状況とかを報告して、また資産経営課からアドバイスをもらうだとかして進めていってほしいと思います。

それから次に、各論になりますけども、確認をしていきたいのですが、これも大変恐縮ですが、事務局で作ったものですから、皆さんのお手元にはありませんけれども、事務局の作成資料を出

していただきたいと思ひます。

これは皆さんに、最初お話ししておきたいのですが、市が賃借で建物、部屋を借りているものを借り上げ施設と表現しているわけですが、簡単に言ひますと、市が施設を借りているものを、ここに2件挙げてあります。まず第1は、浜松市多文化共生センター。これは浜松の国際交流協会の事務所です。まさに多文化の共生を図るということで、場所的には、新幹線の南口のビルの一角を民間から借りています。これが481㎡で、年間賃料が2,286万9,000円です。

もう一つが、浜松観光コンベンションビューロー。これも市の外郭団体ですが、これは駅の北側にある事務所を借りておりますが、250㎡、約600万円ということで、いずれも年間の賃料が相当高額ですが、これは市としてはどんな対応をなさっているのでしょうか。

神門財政部長

この点につきましては、春の第2回の公開審議の際だったと思ひますが、この場での意見もいただいております、その後、検討を進めてきております。市有の財産がいろいろあるものですから、できればその市有の財産に入れば民間に賃料を払うことがなくなるわけですので、市有財産に入っていただくという方向で、今、調整を進めているところです。できるだけ早くこうした支払いがなくなるようなことになればということで、今調整をさせていただいております。

山崎委員

この2件について、いつ頃までの予定で考えていますか。結構額が大きいですね。

神門財政部長

移るにしてもお金がいりますし、議会の意見も聞きながらということになると思ひますけれども、来年度の間にできるような運びにならないかなということで、今のところ我々としては考えております。

山崎委員

市の意向としたら、来年度中に返還して、市の施設の中へ入っていくというようなかたちで計画しているということよろしいですか。

神門財政部長

そうしたいということで、現在、関係者の皆さんと調整をしているということです。

山崎委員

ぜひお願いします。

それから次に、これもやはり借り上げ施設ですが、牛山別館等の借地というのがあります。ある方から、相当前から市が借りていらっしやいます。牛山別館というのが、市の業務用の施設で今入っております。この市の施設である牛山別館は来年度中には廃止していくという方針でよろしいですか。

神門財政部長

来年度中ということができるかどうかというところがありますが、廃止をしていくというリストに挙げてあります。

山崎委員

そうですか。廃止の計画というのはなかなか実現しないと、誰か言っていましたけれども、一応、牛山別館は廃止をしていくと。それで借地も返していくということでよいでしょうか。

神門財政部長

これは全体の借地の話で相手がある話ですので、私からこうという断定はできませんが、当然、建物がなくなれば、不要な部分が出てくれば、それは相手方と交渉していくということになると思います。

山崎委員

それをぜひ、ここの施設は市の既存の施設へ移れると聞いておりますので、ぜひこれも早急に移っていただいて、借地を返還していくようにしていただければと思います。

またスライドを出していただきたいのですが、実はそのほかに、浜松市が牛山別館、山林、NHK部分を、民間から賃借していると。土地面積が 2 万 8,000 m²、土地の借り上げ料が 1,630 万 3,000 円となっているわけです。これは市が民間の方から借りて、NHKへ貸しているわけです。これはNHKからは、賃貸料はいただいておりますか。

神門財政部長

無償貸与です。

山崎委員

その辺は無償貸与でよろしいのでしょうか。

神門財政部長

これは非常に古い話で昭和 30 年代になりますが、当時、浜松市へこのNHKの放送施設をぜひ誘致したいということで、これは相当市も関与しながら、NHKの立地を進めてきたということです。昭和 34 年の話ですので私もよく分かりませんが、おそらく市民の方々からも、ぜひNHKをという声があったんだろうと思います。そういう声を受けまして、何とか誘致したいということになったんだと思います。その結果、市としては土地をNHKに無償で貸与することによって、このように誘致を実現しているということだと思います。

山崎委員

誘致の最初の理由というのは、よくわかるわけですが、年月も相当たっていますし、そういう約束で誘致して、NHKも放送料を値下げするとか、民に近い状態でいろいろな運営がされていると聞いておりますので、ぜひこれはNHKと折衝していただいて、無料というのは、今はあまり常識的には考えられませんので、NHKも比較的、経営委員とかそういう人たちを入れて改革しているわけです。その後、民放もたくさんできていますので、これはぜひ折衝していただきたいと思います。

これは私どもの推測ですが、NHK分として、年間 250 万円ぐらいの賃料が発生していると思うのですが、額よりも、考え方として、NHKが使っているものは、市の土地だったらよいですけど、借地して借地料を払っている土地ですので、そういうことをよくNHKにご理解していただいて、これを解消していってほしいと思います。

最後になりますけれども、これもお手元の資料がなくて恐縮ですが、借地の事例ということで、これは実は、右に地図が書いてありますが、放置自転車を保管している場所を、木戸町にある馬込川東のJRの土地を借りているわけです。この土地の年間の借地料が 840 万円というような、高額な借地料を払っているわけです。この辺は市としたら、どんな対応をしていきますでしょうか。

神門財政部長

これは先ほどの説明の中で申し上げたように、いろいろな施設の借地の状況を分析してまいりました。その中でこういう事例も、我々のほうで実は確認をしております、どういう見直しができるのか検討をし始めた状況です。

山崎委員

JRには返しにくい条件が付いているのですか。通常、この近所に市の所有している空き地があるわけです。そこへ入れれば 840 万円少なくなるんですけども、その辺はJRとの関係は、どうなっているのでしょうか。

神門財政部長

これはJRとの関係というよりも、もともとこの事業自体、駅周辺で放置自転車の禁止区域を決めていますので、そこで回収した自転車の保管場所がほしいと。その時に、保管をしておいて、市民の方々にまた取りに来てもらわなければいけないものですから、できれば駅に近いほうがよいということで、この用地を選定したということで聞いております。なかなか行きにくい場所だと、取りに来ていただくのも進まないだろうということで、適地として選定したと聞いています。

山崎委員

神門部長を責めるわけではないですが、行革審事務局で作った地図と資料を出してもらいたいのですが、適地がないとおっしゃいましたけども、これを見ますと、800 万円払って借りているところが馬込川の東にある。その南へ行きますと、市の広い遊休地があるわけです。あまりその駅周辺から、距離も離れていないものですから、そこへ持って行くということは考えられませんか。

神門財政部長

いろいろな可能性があると思います。これは今、おそらく NEXCO(ネクスコ中日本)に貸している土地だと思いますが、そういうことで、今使用していたので、なかなか使えなかったのかなということもあるかもしれません。いずれにしても、これも選択肢の一つでありますし、他の選択肢もいろいろあると思いますので、調査をして、見直しができるかできないか、いろいろな可能性を検討させていただきたいと思います。

山崎委員

私どももある資料の中から抜粋して、調査ほどでもないですが、目に付いたものを今日言っているだけでして、まだまだ市の中に埋もれているものが、たくさんあると思います。今日出したものは一例で、即借地料が減るところも、まだまだあると思いますので、今言ったものはぜひ、至急検討してもらって実施してもらいたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

御室会長

はい。それでは南出委員どうぞ。

南出委員

南出です。もう一度、借地料のマクロの話をお聞きしたいのですが、第3次行革審の答申の二つ目で、算定基準よりも高い借地料の引き下げを早期に行なうことという答申をしています。それと、行革審事務局の資料に「借上げ料の交渉は、契約更新の有無に関わらず、毎年度行わなければならない」とあるわけですが、実際に借上げにあたっての標準借地料との乖離が上回っている施設とか面積の比率が、全体としての借地の中の何パーセントぐらいあって、現実に上回っているところに関しては、市の各所轄課が毎年度契約更新の有無に関わらず、借上げ料の交渉をやっているのかどうか、その辺、第一点でお聞きしたいと思います。

神門財政部長

はい。基準を上回っている借地というものの割合は、面積で7割ぐらい、金額で8割ぐらいとなっております。仮にその借地料基準が正しいとすればということになりますが、超過額は2、3億円程度というぐらいになるかと思えます。

南出委員

超過額が2、3億円程度ということになると、先ほどのだいたい8億円のうちの3億円ということですね。それに対して所管課が、毎年借上げ料に関する交渉をやっているのかどうか、敷地の管理及び保全に関する要綱でうたっているわけですね。現実にはどの程度やっているのか、完全にやっているのかどうか、その辺はいかがですか。あるいはどういうレポートを出させてチェックをしているのか。

神門財政部長

具体的な確認を全てしているわけではありませんが、私がいろいろなところからヒアリングした限りでは、やってはおりますが、なかなか腰を据えた交渉になっているとは思っておりません。

南出委員

そうすると、定型的な意識付けを含めて、何らかのかたちで、そういう部分の簡単なレポートでも出させるようなかたちをして、意識付けをやろうとか、その辺のことはどうですか。やろうとされるおつもりなのか、していないのか。

神門財政部長

まさにそのあたりが、この度の我々の計画の趣旨でして、結局こういうかたちでのべつ幕なしに、高いものを全部引き下げ交渉をしますということをやっている、やはり進まないんです。これはやはり専門的な知識でありますとかいうものが必要ですので、我々はこれを、まず重点化してやっていくべきだろうということで、この値下げの特に必要な施設を選び出して、引き下げ交渉をしようということですので、まさにそこが、この度の計画の肝だと思っています。

南出委員

市がお作りいただいた資料の購入対象10施設を含め30施設程度とありますね。購入が10で、

借地料の引き下げが 20 か所程度あると。この全体での借地料総額というのは、年間でどのぐらい対象の金額になるのかどうか。

神門財政部長

今その 30 施設というものを特定しているわけではありませんが、候補施設として選び出しております。そのベースで変化があることも前提に申し上げさせていただきますと、30 施設は 10 施設が購入で、20 施設が見直すものですから、10 施設分がどうなるかという議論はありますが、仮に購入せずに全部引き下げをしたという時は、1.2 億円程度、1 億円を超えるぐらいの借地料の引き下げ額だと思っています。

南出委員

それと最後に、実施体制のところですが、特定をして、実際に定期報告をして、資産経営課で進捗管理をし、最後に資産経営推進会議をやると書いてありますが、その会議の機能というか、実際の権限とか何かは、特に考えていらっしゃるんですか。

神門財政部長

資産経営推進会議は現在も運営をしております、重要な売却案件でありますとか、資産に関わる重要な案件については、ここに諮って決定をしているということにして、庁内の組織ですので、資産経営課が事務局になって、各所管課がこの推進会議に説明をして、その会議で議論をして、駄目なら駄目、よいならよいというような判断を下すと、そんなやり方をしています。

南出委員

分かりました。最後に簡単に結構ですが、スケジュールのところがありますけれども、25 年度、26 年度の 2 年間で、どの程度の借地料の引き下げを目途として考えているのか、この辺は目標設定というのは、どの程度考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

神門財政部長

目標と言いますか、計画に掲げてありますのは、30 施設程度の購入または引き下げをするということです。

南出委員

先ほどの 1.2 億円ということですか。

神門財政部長

仮にそれが、我々が適正だと思うところの価格に落ち着けば、1.2 億円程度出てくるだろうということでありまして、当然それが目指すべき目標ということになると思います。ただ、当然のことながら、相手があることですし、これまでの経緯がありますので、そこはおのずと双方合意できるラインというのは、別途あるものですから、1.2 億円全部できるとは考えておりません。

南出委員

それ以外のところでも乖離が多いところは所轄課でやって、上乘せをしろということは、当然指示をされるわけですね。

神門財政部長

おっしゃるとおりです。

南出委員

はい。分かりました。

御室会長

はい。ありがとうございました。では、山本代行。

山本会長代行

会長代行の山本です。一番基本的な話として、借地適正化計画の適正化というのは、どういう状態をお考えなんですか。

神門財政部長

冒頭に申し上げたように、適正化の最終的な姿は、それは借地がないのが一番よいだろうということで、全部解消するということではありますが、それをするには年月もお金もかかります。やはり民間相場と比べて乖離があるようなところを引き下げると。適正な借地料になるというところも含めて、全体で適正化と考えています。

山本会長代行

ゼロになることは、多分ないんでしょう。買うにしろ何にしろ、お金も要りますね。だからそれはおのずと限界がありますが、少なくとも工程表を作ってやるからには、それなりの目標がいると思うんですね。

今までの話の中では、平成 26 年度までで全部やれば、1.2 億円ぐらいが、取りあえず目標だとおっしゃいましたけれども、さらにそれで終わりではないですよ。となると、例えば 26 年度までが第 1 次借地適正化計画、その次が第 2 次適正化計画というように、やっていくべきだと思うんです。例えば半分にするとか、3 分の 1 減らすとか、そんな目標を作るべきだと思うんですね。それで 1 次は 3 年間でこれだけ、その次の 3 年間でこれだけ、毎年進み具合によって修正をしていって、なるべくその適正だと思われる数字に近づけていくと。そんなことをしていただけたら、大変効果も出てくるだろうし、進捗がわかると思うので、ぜひそうしていただきたいと思うのですが、どうですか。

具体的でなくてもよいと思うんです。例えば 6 年後だったらこうというのは無理ですから。3 分の 1、3 分の 1、それでおしまいとか、その程度の目標であっても、そうすると金額になりますね。それに対してやらないと、成り行きでは、またいつもの通り、ずるずるになってしまうので、それはやめていただきたい。何らかの目標を決めてやったほうがよいのではないかと思います。

神門財政部長

委員の皆様から何点かありましたが、やはり相手がある話ですので、我々でこの数字をバシッと決めるよりも、目標設定として考えたのは、3 年間で 30 施設の交渉を真剣にやる。これがまずの目標設定だと思っています。

山本会長代行

それは第 1 次だって、よいんです。その次はどうするのか。また 3 年経ったら考えたら、また 5

年後になってしまいますね。

神門財政部長

それは、まずその 30 施設をやってみてからでしか、わからないと思います。

山本会長代行

やってみて結果がわかってからでは遅いじゃないですか。3 年間つくったにしても、1 年目の進捗によって 2 年目を修正し、3 年目をつくるとか、追加していくとか、そんなふうにはやっていかないと。3 年経って駄目でした、これからどうしようと、また時間が経って、我々は死んでるかもしれない。

それは極端だけど、とにかく、いつも目標を持ってやってほしいんです。とかく市役所の場合だと、計画を作っておしまいみたいになったり、ずるずる行ったりというのは、今までの行革でやってきた中で多いものですから、ぜひそれに歯止めをするためにも、そんな進め方にしていきたいと思います。ぜひそうしてください。

神門財政部長

当然この 3 年間の中でも、例えば借地料の見直しに、かなり市民的な合意が得られるということであれば、30 施設にこだわらず、引き下げ交渉を徹底してやるということもあるでしょうし、そういう計画期間内では、見直しも当然やっていきますし、26 年度以降の計画についても、期間内に検討していきたいと思っています。

御室会長

はい。井上委員、どうぞ。

井上委員

借地の適正化につきましては、相手方があり、しかも契約内容もあって、大変難しい仕事と理解は致しておりますが、確実に実行に移していくためには、やはり、その個別案件ごとに具体的な実施計画を作り、数値目標をもって実績を管理していかなければ、なかなか達成は難しいと思います。そういった中でいわゆる市の基準額を上回る借地料が 2.5 億円あり、その中の 1.2 億円ぐらいた達成目標にしたいというお話でありましたけれどもその中身について伺いたい。少なくとも購入対象の 10 施設の施設名、支払っている借地料だとかその購入予想金額とか、そういったところを出していただきたい。また返還対象施設名と借地料はいくらになるのか。それから購入対象以外の 20 施設は決まっているのか。該当借地料はいくらになるのか。そういった点について具体的な数値目標を出していただきたいと思います。それから購入金額が資産管理基金で賄うということですね。それが 33 億円くらいあると伺っておりますけれども、果たしてこの金額で購入するのに足りるのか、足りないのか、そういったところの感触についても教えていただければと思います。

御室会長

神門部長どうぞ。

神門財政部長

はい。目標設定については、繰り返しになりますので、なかなか数字でということは、今申し上げ

たようなことです。最高にできれば 1.2 億円なので、それになるべく近づくように努力するというのが、あくまでも目標です。

施設名なりを出してほしいということですが、これにつきましては、今、借地料の状況が、どういう状況にあるかということ、各相手方とお話をしているわけではありません。ともすれば相手方が、標準借地料と比べて、非常に高い状況にあるということすら知らないかもしれません。そういう状況で、公共の他の場に出していくことは避けたい。やはりお互いに交渉した上で、それで折り合わないようなとき、そういうときはいろいろな対応があるかと思いますが、まずは地権者の方と真摯に向き合うということが最初だと思っています。

金額的なお話が出ましたが、これは資産管理基金で市の財産なりを売りながら、今、約 33 億円の残高があります。当然この借地の解消だけに使うわけではありませんが、その財源を活用しながらと考えておきまして、重点施設の中の購入対象と考えている 10 施設、これを仮にそのままいくとすれば、25 億円ぐらいではないかと試算していきまして、10 施設を購入する程度の蓄えはあります。それだけの財源ではありませんが、数字だけ見ますと、何とか対応可能な財源の量ではないかと思っております。

御室会長

それでは、スケジュールの関係もありますので、私から、ただいまの議論を踏まえまして、取りまとめをしたいと思っております。

先ほどの山崎委員の質問の時にスライドも出しましたが、借地適正化計画に関しましては、第 3 次行革審の答申の一つは、借地適正化計画に借地の解消の具体的な工程表を盛り込むこと。それから、算定基準よりも高い借地料の引き上げを早期に行なうこと。この二点であります。

これに対しまして、現段階でただいま神門部長から説明がありましたが、これを簡単にまとめてみますと、借地適正化の対象とする物件、これは絞り込みましたと。専門のスタッフも配置しましたと。これで借地適正化に向けた対策準備はしっかりできましたと。ただ、具体的な行動は、これからやっていく予定ですと。このように我々は理解したわけですが、残念ながら、第 3 次行革審の答申でお願いをしました、具体的な工程表、これは先ほど委員のご質問にもありましたように、見せていただけませんでしたし、これからどのようなスケジュールで活動をし、向こう 3 年間の計画の中で、借地解消、あるいは借地料の負担軽減、これがどれくらい進むものかという目標が、正直言ってよく分かりませんでした。

少しきつい言い方になりますが、今日の説明を聞く限りでは、この件については、とにかく公開審議をやり過ぎすにはどうすればよいのかと、失礼な言い方をすればそれに神経を使いすぎているのではないかと思います。表面上は計画らしきものを作り、その意気込み、これは大いに語られたということですが、肝心の具体的なアクション、これがまったく見えない。

これは詰まるところ本気度と、あるいは覚悟、また責任の所在の問題、こういうことになるのかもしれませんが、この借地のテーマというのは、皆さんもご存じのように、平成 21 年 3 月の行革審答申から始まったもので、かれこれ 4 年近く経つわけです。これだけの時間が経過したにも関わらず、

我々委員からすると、ほとんど手を付けられていないのではないかと感じてならないわけであります。

ということで、委員で協議をいたしました結果、今後、借地適正化計画について、公開審議の都度、進捗状況の度合いを、公開審議が始まる冒頭でチェックをさせていただきたい。工程表の進行管理をしっかり見させていただく。これを公開の場で行なうということをやっていききたいということ、申し合わせをいたしました、神門部長、ここはいかがでしょうか。

神門財政部長

いきなりのご提案でどうご回答申し上げてよいか、検討させていただきたいと思います。

御室会長

つまり、これはもう何年かけて我々が、提案をずっとしてきたことが、なかなか進まない。この原因の一つは、やはりPDCA(plan-do-check-action)という言葉が、市の皆さんはなかなか頭では分かっているのですが、現実の組織に定着していないのではないかと思います。どの施設についてどのような交渉をして、その結果がどうであったか、これをしっかり確認をして、計画に対する遅れがないかどうか、あるいは問題点は何かということ、実際に職員の皆さんに、民間型のPDCAサイクルをしっかり体験してもらったらどうかと思います。

今後、公開審議の場で、ぜひこれをやっていこうというのが、委員の総意ということになりましたので、先ほど神門部長にご提案させていただいたようなことをご承知おきいただければと思っております。

まず、ここまで来たら、とにかく実践あるのみだと思っています。ぜひ実行してください。動いてください。実績を出してください。その上で進捗状況を定期的に、一緒に検証していければと思っております。

借地適正化計画については、今のことをまとめといたしまして、時間もまいりましたので、次に、フラワーパーク、フルーツパークに移りたいと思います。

2 フラワーパーク、フルーツパークについて

(1) フルーツパークの再生

(2) 動物園・フラワーパークの一体化

(3) フラワー・フルーツパーク公社の経営改革

御室会長

それでは、フラワーパーク、フルーツパークについて、審議をさせていただきたいと思います。

今年の3月の公開審議で、我々はフラワーパーク公社の解散を求めました。これに対し、市は公社は解散しません、動物園とフラワーパークを一体にして、公社をその施設の指定管理者とします。こういう回答をいただいたわけです。その際、私からは、あえて公社を残し、非公募で指定管理者とするのであるならば、公社の経営改革について具体的な方策、数値で納得できる説明、これをいただきたいというお願いをしたと思います。それから6か月以上経ちましたので、今日はそ

のお答えがいただけるのではないかと考えております。 それでは、市のほうから説明をお願いいたします。

和久田産業部農林水産担当部長

産業部農林産業担当部長をしております和久田です。 よろしく申し上げます。

私からは、(2)フラワーパーク、フルーツパークの①フルーツパークの再生について、説明を申し上げます。

ご案内のように、浜松市フルーツパークにつきましては、平成 25 年の 4 月から指定管理者制度を導入し、経営の効率化と集客力の向上によって、施設の活性化、魅力的で高い市民サービスの提供を求めるとしました。

まず、公募の経緯についてですが、平成 24 年 4 月 5 日、指定管理者の募集を開始いたしました。 5 月 11 日には説明会・現地見学会を開催し、25 の企業にご参加いただきました。 6 月 12 日には応募を締め切りまして、結果、3 企業体が応募をしました。そこにありますように、株式会社日比谷アメニス、株式会社時之栖、フルーツパークやらまいかグループの 3 者です。 6 月 26 日には、産業部の指定管理者選定会議を開きまして、3 者からプレゼンテーションをいただき、フルーツパークの指定管理者の候補として、御殿場市に拠点を置く株式会社時之栖を選定したところです。

募集にあたって考慮した点ですが、三点に大きく分けました。募集条件としましては、一般的に市の指定管理者の募集におきましては、市内に事業所を有するものを優先するという規定を設けておりますが、フルーツパークについてはこれを撤廃し、より広く民間事業者の応募を求めるとしました。また、これまでの指定管理者制度から一步踏み込んで、ただ単に施設を管理するというのではなく、提案者自らの自由な発想に基づいて、柔軟な運営をしていただけるよう、幅広い提案をいただくこととしました。

次に、選定体制ですが、通常設けております選定会議に加えまして、外部委員としまして旅行業者、経営コンサルタント、税理士の第三者委員をお迎えしまして、特別に編成をして選定をしたところです。

三点目は、選考条件ですが、今後、公社の職員をどうするかという問題がありまして、公社の職員の雇用につきまして条件を加え、選考項目の一つとしたところです。

選定理由はいくつかありますが、一点目としまして、注目すべきは、他の事業者よりも非常に高い入園者の目標を設定されたということです。現在、フルーツパークの有料入園者数は、約 15 万人ですが、指定管理者制度開始年度から、その倍の 30 万人を目標とし、その後、36 万人、45 万人ということで、そうした点を、積極的な考え方というものを評価したところです。

また、維持管理経費につきましては、西側の指定管理施設としての指定管理料、年間 2,000 万円、東側の管理委託業務の委託料としまして年額 8,000 万円、合わせて 1 億円というものを上限としてお示しをいたしましたけれども、提案といたしましては、西側の指定管理料は無料、東側の委託料として 7,600 万円というご提案をいただきました。

また、本市としては初めてになるかと思いますが、命名権の使用についてのご提案をいただき

まして、これによって「フルーツパーク時之栖」という独自の名称を付け、これを広告塔や商品に使用する料金として、指定管理料の減額、更には利益の一部を市に還元しようというようなご提案をいただいたところです。

選定理由の二点目といたしまして、設備投資手段の具体性があるということです。新たな設備投資としまして、ワイナリーやビアレストランを自費によって設置をして、食の充実を図っていくという提案です。

自己資源やノウハウを活かした事業提案ということで、閑散期にあたる夏には、水遊びが手軽にできるような場所を用意して、来園者が過ごしやすような空間を作っていく。また、果物のない冬場におきましては、御殿場で実績のあるイルミネーションを開催し、魅力的なイベントということで、来園者を獲得しようという、そうした計画が盛り込まれておりまして、これらにおいて自己資源、これまでのノウハウというものを活かした運営をしていこうというような提案をいただき、その辺を評価したものです。

選定理由の三点目としまして、ご存じのように、株式会社時之栖は県内いろいろなところで実績がありまして、飲食・物販、御殿場高原ホテルの時之栖、道の駅掛川、こだわりっば、川根本町にありますもののくに、県内 130 店舗を展開している天神屋チェーン、これらの飲食・物販等の実績を評価しました。

それから、公社職員の雇用という面につきましても、自社に定める雇用条件でということですが、現在フルーツパークで働いていらっしゃる職員 15 名全員雇用の継続についても、提案があったところです。

これらのご提案を踏まえまして、去る 9 月 25 日の浜松市議会の 9 月定例会において、指定管理者の指定についての議案を提出させていただき、議決をいただいたところです。

今後につきましては、計画の細かな部分を担当レベルで確認をし合いながら、年明けの 1 月からフルーツパークを休園としまして、業務の引き継ぎ、事業提案に基づく施設の整備や、これまで傷んできたところなどの補修を行って、4 月から新たな体制でのオープンをしていきたいと考えております。これらによりまして、施設の魅力が高まって、多くの皆様に満足していただく施設として、市内外から多くのお客さまを招くことができる観光拠点としても、市の活性化に寄与していただくことを期待しております。

説明は以上です。

御室会長

それではフラワーパーク公社の経営改善について、お願いします。

田中都市整備部花みどり担当部長

都市整備部花みどり担当部長の田中です。私から、動物園・フラワーパークの一体化並びにフラワー・フルーツパーク公社の経営改革について、一括して説明をさせていただきます。

まず、これまでも説明をさせていただいたところですが、これまでのフラワー・フルーツパーク公社につきましては、公益事業を行なうことを理由として、市が資金面及び運営面、財政負担等の

支援をしてきた。市の関与する運営では、公社の長所を活かし、民間の自由度を発揮する経営ができなかった。あるいは、収益性を求める経営ノウハウを持たず、現場における創意工夫もなく、公社職員のモチベーションが低くならざるを得なかった。施設や展示物等が老朽化し、ニーズに対応した投資もなく、入園者が減少を続けている。こうした問題、課題がありまして、問題解決の取り組みとして、公社の事業及び組織を再編し、経営改善を図ることとしておりました。

経営改革への取り組みですが、こうしたことを受けて、まず施設管理を一元化していきたいということで、一点目、24年度、今年度末までに、公社の所有する資産を市に移管する。市の管理責任を明確にするとともに、25年4月からは、館山寺総合公園全てを、公の施設として市で一括管理をしていきたいと考えております。

また、先ほど説明があったとおり、来年4月からはまず、現在公社が運営しているフルーツパークも、指定管理者制度を導入し、公社から切り離していきたいと考えております。

二点目ですが、新しい理事長を公募により選定していきたいということで、来年4月からの新理事長の手続きを現在進め、本日公表したところですので、後ほど説明をさせていただきます。

三点目は、現在の財団法人の公社を、公益財団法人への移行を予定しているものです。来年度より、公益財団法人としてスタートを予定しております。現在、県との協議を進行しているところです。新法人の目的としましては、花き類の栽培や展示等の事業を通して、花みどりの普及と情操教育の場の提供に努めるとともに、園芸文化の創造とその情報発信により、本市及び浜名湖周辺の地域振興を図る団体として、市民・地域の生活に潤いと安らぎを与え、地域社会の活性化に資するということです。

現在も経営改革には取り組みを進めているところですが、その公社が示している考え方ですが、ア.効果的な投資による新たな園の目玉づくりをしていきたい。チューリップ、藤棚、花壇改修等。イ.客単価の向上による収益基盤の構築を目指していきたい等々。更にキとして、お客さま満足度向上や入園促進事業への取り組み、クとして、体験型施設としての更なる機能の充実・強化をしていきたいということで、経営改革として、こうした考え方を持っておりますが、新しい理事長の考え方もありますので、こうした考え方をベースに、新しい理事長と、来年度以降の計画と考え方について、早急に詰めていきたいと考えております。

本日、公表いたしました新しい公社の理事長の公募結果について、説明をさせていただきます。公募につきましては、9月5日から10月12日までの期間で応募を受け付けたところ、全体で12人、市内の方が多かったですが、県外も含め12人の応募をいただいております。1次選考は書類により行いまして、4人を選考し、2次選考は4人の方との面接により、選考を進めてまいりまして、本日決定を見たところです。

候補者につきましては、塚本こなみさんです。理由としましては、経歴及び類似施設における経営改善の実績、花き園芸の知識に基づいた提案力、施設の将来像を実現性の高い内容で提案をしていただいた等です。また、フラワーパークの類似施設である「あしかがフラワーパーク」につきましても黒字化させるなど、今後の再生に向け、大いに期待が持てる方と考えております。

簡単な経歴をお示ししているものがあります。平成 4 年、日本人女性の樹木医第 1 号として合格をし、平成 6 年 1 級造園施工管理技士等を取得され、そこから現在のあしかがフラワーパークの再生に関与をしてきておりました、園長就任、更にはあしかがフラワーパークのフジが世界一と言われるまでのフジ園を完成させ、今現在 100 万人を超える集客の施設として、黒字化に転換を成功させております。また浜松市としても、平成 23 年には、やらまいか大使に就任をいただいております。

塚本さんはこの他、京都にある平等院のフジの再生等々、全国各地の巨木や古木等の再生治療、あるいは今でもいろいろな公園計画についての支援というか、協力等々で、全国で活躍をされている方です。現在もあしかがフラワーパークの園長に就任されておりますので、今回のフラワーパークの理事長にあたりましては、非常勤としての希望をいただいているところです。

続きまして、動物園・フラワーパークの一体化です。これも申し上げてきたところですが、おさらいとしまして、背景を掲げさせていただいております。動物園につきましては移設し、29 年の経過により動物の減少、あるいは施設の老朽化が進行しており、運営や施設の維持にかかる経費が増加しているところです。

フラワーにつきましても、展示植物の減少や設備の老朽化、更には施設の魅力低下等による入場者数の減少が続いている。こうしたことは、来園者ニーズへの対応に遅れを取っているものと考えております。

昨年、こうしたことを受けまして、庁内に総合公園の再整備計画を検討する会議を設置し、再整備の構想案を作成したところです。内容につきましては、土地の効率的効果的な活用のための整備を進めながら、15 年間の中で感動分岐点を越える体感ができる動物園・植物園を目指して再生を図る内容として、当初の 5 年間は一体化に必要な施設対応、あるいはインパクトづくりのための整備と情報発信というような内容を、職員が案としてまとめたところですが、矢印の下にありますとおり、現下の財政状況、あるいは津波対策等、事業の優先度等を踏まえる中で、中長期的、段階的に館山寺総合公園の全体については再生を目指していきたい。そのため、まずは最少の経費で最大の効果を目指した取り組みを、着実に進めていきたいという考え方です。

再生に向けての方針ですが、これも職員がまとめた計画案にベースはございますが、求められる機能としましては、憩い、レクリエーション、観光等の余暇機能、あるいは環境教育、生命の教育等の教育機能、更には種の保存等の機能が求められる機能と考えておまして、あるべき姿は、いつでも誰でもが楽しめ、感動できる、おもてなしの心にあふれた憩いの場があるべき姿であると考えております。

今後につきまして、まずは公の施設とし、一体的に管理し、運営の効率を図ってまいりたいということです。

一体的な管理の考え方ですが、動物園とフラワーパークは、施設の設置目的や利用者層がそれぞれ異なり、また規模も大きいということ。そのため、単に両施設を動植物公園として、自由な往来を可能にするだけでは、集客増加などの効果を得ることは難しい。そのため両施設とも、戦略的

な事業展開が重要であり、利用者ニーズに対応するためには、施設の新設やリニューアルが必要であるということを念頭に置き、一体的に管理に関する取り組みとして、三つ掲げさせていただいております。三点順次説明をさせていただきます。

まず一点目は、資産と所管の一本化です。先ほどから説明をしているとおり、公社の所有する資産は市に移管し、舘山寺総合公園全てを市の資産とさせていただきます。更に、現在二つの部で所管しております動物園、フラワーパークにつきましても、都市整備部の緑政課に一本化し、両施設を一体的に捉え、経営の健全化を図ってまいりたいと考えております。

二点目は、指定管理者制度の導入です。25年度より、公園全体を指定管理者制度の範囲として導入をしていきたい。更には、それにあたりましては、3年間は非公募により現公社を指定管理者としていきたい。理由は三つ掲げてありますが、公社が運営経費や理事長の報酬の経費削減等、あるいは集客増のための営業員の採用に努める等、経営改革に乗り出している。

先ほど申し上げたとおり、経営改革のノウハウを持つ新しい理事長の公募を行い、新体制を構築する中で、公社の更なる経営改革ができるもの。更には、公社を指導してきた市として取り組みの成果を見守ることが、責任ある判断であると考えている等々の理由により、非公募とさせていただきたいと考えております。

当面は体制を刷新する公社に一体的な管理に関与していただき、経営コストの低減を図るなど、現実的かつ効果的な取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

三点目は、指定管理者と市との関係。更には指定管理者が、動物園と連携をする目的で、協議をする場として運営協議会を設置していきたいと考えております。

指定管理者制度の導入範囲の説明です。現状、左側、舘山寺総合公園にフラワーパークと動物園がありまして、フラワーパークについては、土地は公社と市、建物は公社、施設管理は公社が行っております。動物園につきましては、全て市が行っているという状況を、来年度より資産、土地、建物については市、施設管理については、動物の飼育展示業務を市が担う以外は、公社に施設管理をしていただきたい。入場料等につきましては、フラワーパークの入場料は、利用料金制によりまして、駐車場と合わせて公社が、動物園の入場料につきましては、市が徴収してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者の業務区分です。現状は、フラワーパークの全ては公社が、動物園については、こういった業務は市が行っているということとして、来年度より、指定管理者である公社に、フラワーパーク全域及び動物園のエリア内の清掃、植栽、料金徴収、交通整理、売店・トイレ等の管理をお任せし、市としましては、動物の飼育展示、あるいは動物を活用した教育授業等を行っていただきたいと考えております。

次に、今後の動物園とフラワーパークの一体化の展開です。公社につきましては、経営コストの削減、施設の有する強みを更に強化するなど、現実的かつ効果的な取り組みを、確実に進めていただきたい。市としては、安全で安心、快適な施設設備の提供と、保全管理に努めてまいりたいと考えております。

また、動物園とフラワーパークの今後ですが、理事長候補者が決定しましたので、速やかに新しい理事長候補者と協議を進める中で、今後の管理の在り方、あるいは新たな取り組みなど、「公社経営計画」を作成し、体制を整え、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

動物園の当面につきましては、まず雄、雌どちらか片方というか1頭、1匹しかいないものについての動物の購入を、まずは目指していきたい。今年度購入予定のキリン、あるいは来年度以降はシロクマ等の購入を目指し、雌雄一対の動物として繁殖もできればと考えております。また施設につきましても、安全面から考えた改修、更には快適性の確保と書いてありますが、アメニティの向上を目指して、具体的に言いますと、非常にさびついた手すりでありますとか、非常に見にくくなった看板等が今現在あります。こうした来場者が行く有料空間に入って、気分を害さないというか、アメニティの向上が図れるような整備を、まずは進めていきたいと考えております。

両園、二つの施設の環境の変化として、最後に二点、説明をさせていただきます。フラワーパークにつきましては、再来年度、花博 10 周年記念事業の開催が予定され、動物園につきましては来年度末、オープンは 26 年度になろうかと思いますが、動物愛護センターの開設が予定されております。こうした施設、こうしたイベントの開催も、新たな再生、あるいは健全化に向けた取り組みの中で、活かしていければと考えております。

説明は以上です。

御室会長

どうもありがとうございました。

フルーツパークの再生について、それから、フラワー・フルーツパーク公社の経営改善、フラワーパークと動物園の一体化について、この三つの視点で説明をいただきました。まず、その中の一点目として、フルーツパークの再生、この件であります。これについては、現状のご報告をいただいたというレベルであったのではないかと思います。これについて何か。

はい。山本代行どうぞ。

山本会長代行

いくつか確認をしたいのですが、時之栖には決まったのです。候補として決まったと。

和久田産業部農林水産担当部長

指定管理者の指定というものを議決をいただきました。

山本会長代行

ということは、契約はしたのですか。何か契約するでしょう。

和久田産業部農林水産担当部長

現在、相手方と調整中です。

山本会長代行

そうですね。何もなしに契約するわけにはいかないですから。

で、その契約の内容というのは公表しますよね。当然、市のやることなんだから。

和久田産業部農林水産担当部長

公表できます。

山本会長代行

いつ頃やる予定なんですか。

和久田産業部農林水産担当部長

今のところ、まだ日程的な詰めができていませんので、当然ながら、なるべく早い時期にしていきたいと思います。

山本会長代行

そうですね。1月から休みにして4月からという、あと5か月ですね。その間に契約をして、施設の整備だとか、いろいろなことをやらなければいけないわけですね。4月の開園の時には、仮開園みたいになることだってあり得るんじゃないでしょうか。それは時之栖次第なんでしょうが、それで、東側と西側とありますが、両方とも一括して指定管理にするんですね。

和久田産業部農林水産担当部長

そのとおりです。

山本会長代行

その時に、今、西側にいろいろな施設がありますね。熱帯植物園だとか管理棟だとか、バーベキューの食堂とか、遊戯場とか、奥のほうには沼になった釣り堀とか、温室とか。ああいった施設は市のものですよね。

和久田産業部農林水産担当部長

そうです。

山本会長代行

その中身も市のものですね。植物は。

和久田産業部農林水産担当部長

そうです。

山本会長代行

そういったものは当然、そのまま使うのか、あるいはその辺を壊すか、その辺はどんなふうにお考えなんですか。

和久田産業部農林水産担当部長

現在、時之栖から様々なご提案をいただいております、期間的な問題でありますとか、ある程度縛りはかかりますけれども、特に西側につきましては、提案を幅広く、なるべく取り入れてやっていきたいと考えておまして、例えばビアレストランを、今の熱帯温室の一部を使って、小さいですけども、そこに設置をするですとか、今までバーベキューハウスがあまり機能していなかったというものもありまして、その辺も改修をかけていくだとか、プロムナードと言いますか、少し移動する道がずっとありますが、そのところを飲食なんかで、座ってできるような提供施設を考えたり、様々なご提案をいただいております。

山本会長代行

そういう改修をする費用はどちらが持つのですか。

和久田産業部農林水産担当部長

時之栖でご負担をいただきます。

山本会長代行

市は何も負担はないのですか。

和久田産業部農林水産担当部長

提案に基づくものは、基本的に負担はしないという考え方でおります。

山本会長代行

東側に巨大なエスカレーターがありますが、あれはどうするのです。

和久田産業部農林水産担当部長

エスカレーターにつきましては、安全上問題と言いますか、だいぶ古くなっていますので、撤去する方向で考えておまして、これは市の財産でありますので、これは市の責任において、市の負担で撤去していきたいと考えています。

山本会長代行

いくらぐらいかかるのですか。

和久田産業部農林水産担当部長

今、金額を詰めているのですが、最新の金額では 5,000 万円程度で撤去できるのではないかと聞いております。

山本会長代行

時之栖に管理を引き渡すまでの間には、どのくらいのお金をかけなければいけないのですか。今の 5,000 万円プラス、例えば、熱帯植物園というんですか、入り口の大きなもの。あれも老朽化しているとか、エアコンがどうだとか前に聞きました。その辺はどうですか。おおよそでいいですよ。5,000 万円プラス 5,000 万円で 1 億円ぐらいとか。多少誤差は出るのでしょうか。また後で教えてください。それで、3 年契約の予定ですが、3 年経ったらどうなるのですか。

和久田産業部農林水産担当部長

今回初めて指定管理者制度を取り入れていますので、それも一つ、今後継続していくということもありましょうし、3 年という短い中ですが、非常に高い入園者目標を掲げておりますので、その辺のところを実績として上がってくれば、ここ 2 年の間に検証をして、その先のことを考えていきたいと思ひまして。

山本会長代行

原則としては公募でしょう。

和久田産業部農林水産担当部長

指定管理者制度については公募になります。

山本会長代行

ですよね。もし、後から出て行っちゃって、多分勝てないですね。それだけ実績を上げてしまうと。お金も使って投資して、ビアガーデンを作ったり何なりしたら。ということは、ある期間はずっとそこへ頼む、ということに、結果的にはなってしまうのではないですか。

和久田産業部農林水産担当部長

実際に実績を上げられるかどうかということは、まだやってみないとわからないところがありますので、それを踏まえて、現実的には、ある程度の投資をされるということもありますので、指定管理の継続のみではなく、その先の民間にさらに活用をいただくといいますか、資産をある程度市から離していくということも視野に入れながら、それはあくまでも実績を照らし合わせて、検討、検証をしていくと考えます。

山本会長代行

最終的には、全部あちらへ売ってしまうというのも一つですね。

和久田産業部農林水産担当部長

それも選択肢ではあると思います。

山本会長代行

もう一つだけ聞かせてください。職員の話ですけれども、何人いるのですか。30 数人でしたか。

和久田産業部農林水産担当部長

正規職員としてフルーツパークは 15 名です。

山本会長代行

15 名。その方が時之栖の定める雇用条件でよいのであれば、採用しますということですよ。

和久田産業部農林水産担当部長

はい、そうです。

山本会長代行

今どんな状況ですか。

和久田産業部農林水産担当部長

現在、ヒアリング等を行いながら、こちらの条件提示もして、調整中ですので、詳しいことは申し上げられませんが、基本的には退職金などの条件でありますとか、あるいは、あちらに勤める場合には、時之栖の雇用条件というのですけれども、どの職にあたっていくらになるのかという提示もいただきながら、その辺を職員に提示をして、今調整をしている段階です。

山本会長代行

感じとしてどんなふう、半分ぐらい残って、半分ぐらい辞められるのか、全部残りそうなのか、全部辞めるのか、ABCだとどれが可能性が高いのですか。

和久田産業部農林水産担当部長

ある程度の方には移っていただけていると思っています。

山本会長代行

公社を何とかする時に、いつも最後に問題になるのは、その人の話なんですね。今回は初めてですよね。移っていただくとか何とかというのは。だから、今後のいろいろな例題と言いますか、見本になると思うんですよ。その辺をしっかりとやっていただいて、辞めた方も残る方も、あまり不満がないようにしていただきたいと思いますので、このへんはよろしく願います。

和久田産業部農林水産担当部長

はい。承知しました。

御室会長

はい。皆さんもご存じのように、全国でも有数の集客力を持つ時之栖、このノウハウが注がれることによって、フルーツパークがジリ貧状態から脱却をしまして、浜松の新しい観光スポットになるということを、我々市民としても大いに期待をしたいと思っています。ただ 4 月からですから、事業の引き継ぎ、このあたりを全面的にご協力いただいて、時之栖がいいスタートを切れるようにということで、ぜひお願いをできればと思っています。

それでは、二つ目のテーマ、動物園とフラワーパークの一体化、そして三つ目の公社の経営改革、これについて質疑を集中してやりたいと思っています。この二つのテーマというのは、外郭団体である公社の改革を進めていく流れの中で、互いに関連する事項、これがありますので、両方の質疑がテーマとして混じり合うというかたちになろうかと思っています。傍聴の皆様には大変恐縮ですが、その辺ご了承いただきますように一つお願いを申し上げたいと思います。

少し長くなりますが、質疑に入る前に議論の前提として一つ私のほうから確認をさせていただければと思っています。

先ほどの動物園・フラワーパークの一体化という中の説明で、同じような言葉ですけど微妙に違う表現、これがいくつか出てまいりました。スライドの動物園・フラワーパークの一体化ということで、「一体化」という表現が出てまいります。それからスライドの再生に向けての方針として、一体的に再生を進めていくと。公園全体を一体的に管理し、というように、「一体的」という言葉が新しく出てまいります。更に、スライドの今後の動物園とフラワーパークの一体化の展開ということで、ここに「一体化の展開」という表現が出てまいります。

我々行革審では、確かに、動物園とフラワーパークを一体化すべきだという提案をしました。この一体化というのは、現在、市当局は、しきりに館山寺総合公園とおっしゃるけれども、動物園とフラワーパークが柵で仕切られていて、入り口も別々。来園者にとっても、非常に使い勝手の悪い状況になっていると。これは皆さんご存じのことだと思います。

その理由は、フラワーパークは公社が経営している。動物園は市が経営している。経営主体が二つに分かれているものだから、別々にせざるを得ない。ということでありまして、それなら館山寺総合公園という名のとおり、二つの施設を一つにまとめて、往来も自由にできるようにして、経営主体も一つの組織に集約してしまえばよいのではないかと。我々はそのように単純に考えるわけでありまして。二つの組織が別々に運営していたものを一つにまとめれば、当然運営の効率化になりまし

て、「1+1=2」かかっていたという管理コストも、これが 1.5 とか 1.7 ということで、多少でも削減できると思います。今日の説明を皆さんから伺う限り、運営形態が逆に複雑になっているのではないかとこの印象を、私は受けました。

そこで、どうしてこういう状態になるかということを考えたわけですが、「一体化」という言葉ですね。この言葉の意味について行革審の委員と市の皆さん、認識がお互いにずれてるのではないかなど、私は感じるわけです。

そういうことで、市の皆さんが考える一体化とはどういうものか。先ほど抜粋をしました「一体化」、あるいは「一体的」、「一体化の展開」と、こういう言葉の意味の違いも含めて、もう一度そのあたりの説明を、田中部長していただけないでしょうか。

田中都市整備部花みどり担当部長

はい。まず「一体化」につきましては、これまでの答申もいただいた中で、一体化という表現を使ってきた経緯がありますので、求められたものに対する説明の中では、表題等は一体化を使うものと考えております。

まず一体化の表現を使っておりますが、内容につきましては、先ほども説明してきたとおり、いろいろな状況を市の中で検討してきた経緯がありますが、当面の状況等を踏まえる中で、今やれることは、まずは複雑な資産についての一本化、また、別の表現を使わせていただきますが、一本化ということで、全て市にまとめるというところを出し、管理につきましては、先ほどの説明でも、相変わらずという印象があるかもしれませんが、動物園の飼育、動物を使った展示等のもののみ市に残し、後はこのエリアが館山寺総合公園でありますので、動物園の先ほど言ったような区分のものも含め、フラワーパークも指定管理者に、これを「一体的」という表現を使わせていただきました。

「一本化」というのは、いろいろ取り方が私もあると思ひまして、一本化は、先ほど会長のほうからも説明がありましたように、真ん中の柵を取って往来を自由にし、一つの施設として捉えるというような考え方に取られる方が多いと思ひまして、今現在の、今後の考え方、説明させていただいた考え方は、それぞれ柵を取るものではなくて、管理を一体的に、一つのところに行わせるという意味で、一体的という表現、誤解がないように、一体的という表現を使わせていただいたところでありますので、複雑というか、資産は全て市で、管理についてはフラワーの全てと、動物園の動物に関わる業務以外を、指定管理者というところをさせていただいているところです。

言葉の使い方ですので、分かりにくいかもしれませんが、そんな考えを持っております。

御室会長

はい。田中部長のご回答を受けて、委員からどなたか。はい、岩田委員どうぞ。

岩田委員

岩田です。ちょうど私も 3 次の答申の中で「一体化」という言葉を使っております。一体化というのは、我々行革審はどう考えたかという、館山寺総合公園として、動物園もフラワーパークも一体的に一つの組織が、営業面や施設管理の面をマネジメントする。ただし、動物の飼育というのは特殊ですので、従来どおり市の職員が行なうと。

実は私、市のほうでの一体化という説明を、今までも公開審議等でお話を受けていて、先ほど会長がおっしゃったように、我々が思っている一体化と市が思っている一体化は違うのではないかと。我々の使っている一体化という言葉の意味自体が間違っていたのではないかとということで、実はネットの辞書で調べました。一体化とは何ぞやと。まったく異なるものを一つにすることによって、新たに融合的にするものが一体化だと。ということで、これは我々が考えている、いわゆるフラワーパークと動物園という異なるものを一つにして、そして新たによりよきものをつくっていく。これが一体化だと。

続いて、市がおっしゃるものは何だろうと。探しました。そうすると「一元化」と、こういう言葉が実は出てまいりました。どういうことか。これは所管を一つにする。施設を一つにする。組織的に一つにする。一か所に集めるのが一元化と。そうすると、市が一生懸命今まで説明していただいていることは一元化であって、我々行革審が言っている一体化と、方向性が違う。ですから、そこら辺のところ、答申で、我々行革審は3次でも一体化をお願いしていますが、それについては、一体化はやらないと。そういう市のお答えでよろしいですか。それをまず確認したかったんですが。

田中都市整備部花みどり担当部長

先ほどの説明のとおり、当面の方針として出させていただいたところでありまして、今、岩田委員が説明されたとおりの意味から言いますと、市として言わせていただきますと、まずは、本来は館山寺総合公園の中に構成する二つの施設として、動物園とフラワーパークという性格の違うものがありましたというものが、今の構成のかたちであります。構成の違うところ、資産、所有の形態も違うところを一つに、資産は全て市にしたというところ、一元化というような捉え方をするのか、異なる施設の管理形態、資産の保有形態は、これで一元化なのか一体化なのか、一つにしたというところはあります。

要するに、施設の性質というか施設のハードではなく中身の運営、植物園たるフラワーパークと動物園を、辞書等で調べられた一体化をしないんですかということになれば、当面の考え方は、両方の垣根を取って、異なる施設を一つの施設とするという考え方は、当面の間、持っておりませんので、そういう意味でいうと、一体化という表現は、先ほどの説明の中では、今説明させていただいた考え方は違うと思います。

岩田委員

一つあるのは、先ほどの答申の中で、一つにして、そして効率的に配置することによって、先ほど一番最初のテーマでした借地の解消と購入をすることによって、市がやっています借地計画、こちらにも反映してくるのかなと。そう思っています。

ですから、そのところを、全く性質は異なるとはいえども、不思議なのは目的は一緒なんですね。市のパワーポイントを見ると、求められる機能は基本的に一緒なんですね。機能、あるべき姿、今後の方針は一緒でありながら、なぜ二つ分けるのかが私にはわからないんです。それは動物と植物だから違うんだと言われてしまえば、そこまでなんですけどね。でも、逆に言えば、両方とも生き物ですよ。であるならば、そこをこだわって分けているのが、私には理解できないということは

あります。

ですから、将来的にどうするのかというのと、それとこの再整備計画を案までできました。ただこれは予算、今の財政状況を鑑みると、どういう構想案なのか分かりませんが、なかなか実現は厳しいものがあるということで、15年計画でやっています。

もう一つ、今度は公社の話なんですけど、この案ができる前で、公社が3年間、市の計画では指定管理者として非公募でやると。そうすると、この理由の中で一番大きいのは一番最後、公社を指導してきた市として、取り組みの成果を見守ることが、責任ある判断と考えていると。それが一番大きいのかなと。要はここで突き放してしまうというのも、今まで市が関係してきた中で、それはあんまりかな。そうすると、猶予期間として3年を、市としては公社に対して与えるという、そういう考え方で、私は考えすぎですか。

そんな考えは考えすぎなのかもしれないですけど、私はそういう気がしております。ですから3年後に、非公募から公募にする理由。それから3年という期間がなぜ必要なのか、この二つが実は、私には理解できない。ですからその一つは、なぜ今は非公募だけど、3年後には公募にするという、その3年間に変わる。そこでの考え方。それともう一つ、3年間というこの期間というものは、例えば6年では駄目なのか。それとも永遠に非公募という考え方もあるのかなと。

もう一つあるのは、先ほどのフルーツパークの場合と、あまりにも対照的になってしまったんですね。フルーツパークはどんと一般競争というか公募で、範囲も市内以外からやると言っておきながら、フラワーパーク、動物園、こちらになると、いや非公募ですと。同じような元々スタートの、発足した目的というものが同じ、確かそのような話だったと思います。果物、花、そしてもう一つは、市民のための憩いの場。こういう同じ目的のものが、全く真反対の市の方針でやっていくというところの考え方、そこら辺を教えてください。

田中都市整備部花みどり担当部長

岩田委員から四点ほどのご指摘、ご質問だったと考えますが、最初にありました、動物園とフラワーパーク、動物と植物の違いだろうと、委員はおっしゃいまして、究極を言ってしまうと、そういうこともありますが、まず考え方の中で、それぞれ現場はご承知のとおりだと思いますが、それぞれが広いということ。それぞれに高低差もある施設であり、広い施設でありますので、花の好きな方、動物を楽しむ方は、じっくり見るとそれぞれ半日以上かかる施設、広さはあるということとともに、利用者層が今の状況の中では違うというところがあります。

フラワーパークについては、傾向として中高年の女性の方が一番多い層です。動物園につきましても、中学生以下のお子さん、65歳以上の高齢者の方は無料でありますので、当然ながら教育施設として、遠足等でもご利用いただけますので、若い世代が多い施設という利用者層のところもありまして、更に料金区分もいろいろ違います。

これをすぐに、急に一体化、垣根を取り入園料、入園券を一本化し、やってすぐに利用者層が違う層の中で、あるいは料金体系が違う中でやっていくには、やはり課題があるのかなというような考えで、当面は今の考え方をお示したところです。

また、公社の 3 年間でという、今は非公募で、ここに理由が出ております、三点目の理由がある、ここが一番大きいのではないかとご指摘をいただいておりますが、40 年ほど前にフラワーパークをつくり、管理運営をさせることを目的に公社をつくった市としては、公社をフルーツパークはその後につくった施設で、場所も違う中で、公社が両施設を管理してきた経緯はありますが、そうしたつくった責任、あるいはそうした中に生活をされている従業員の方もたくさんいらっしゃいますので、そういった意味で、公社が一番の目的としては、外郭団体のご指摘を行革審でいただいたとおり、外郭団体がしっかりするというので、まずは公社が再生すれば、いろいろなところで、しっかりした考えで、再生に向けた取り組みを見せ、その道筋を示していただければ、市民の皆さんのご理解も違ってくるものと考えておまして、まずは公社の再生を図るために、後ほど担当しております隣の和久田部長にも、補足があるかもしれませんが、フルーツパークは違う施設でしたので、切り離しやすいフルーツパークを、まずは離して、より身軽にというか、最初に公社がフラワーパークを持ったところでやってきておりますので、フラワーパークに頑張れるような体制というか、公社が再生に向けて取り組める体制として、身軽にし、新しい理事長等を迎え、公社の再生を見守りたいというか、図っていただきたいという思いがあります。

3 年後ですが、今の指定管理者の原則は、皆さんがご指摘のとおり、あくまでも公募でやることを原則としておりますので、来年から所管する私の考えとしては、この 3 年間で再生の、先ほど言ったように道しるべというか、方向性を示し、再生に向けた、少しでも好転を見せていただいて、ほかの民間の方と競争ができるような施設になっていただきたいという思いで、今現在 3 年後は公募ということで、公社をすぐに見捨てるというようなつもりではなく、私の思いとしては、3 年後、競争で勝ち抜いていただきたい。そういった実績を見せていただきたいという思いがありますので、3 年後は今の考えでは公募でいきたいと、今のところ考えております。

和久田産業部農林水産担当部長

フルーツについては私から、若干コメントをさせていただきますけれども、フラワーパーク、フルーツパークは同じ方向を向いているようで、私の個人的な認識なのかもしれませんが、フルーツパークについては、やはりこれは農業振興をベースにしながらも、地域振興施設だと捉えています。ここがうまく機能することによって、いろいろな市にとっての経済波及効果が大きいだろうということでは、運営としても、現在は公の施設ということで、指定管理者制度を取り入れてやっていますが、より民間寄りと言いますか、今回も幅広いご提案をいただいたというのは、そういう点でありまして、民間寄りで、とにかく採算性を持って、集客を上げていただく。あるいは、より自由に市民の皆さんに楽しんでいただけるような施設にしていくということでは、やはりフラワーパークとは、そうした面では違いがあるのかなと思っております。

田中都市整備部花みどり担当部長

もう一点だけ質問に答えてありませんでした。

岩田委員がおっしゃるとおり、当面の財政状況等を踏まえる中で、今の判断をしたという説明で質問がありました。これで終わりかということではなくて、当然ながら市としては、より効率的な経営

を追求しなければいけないと思いますし、更に魅力的な施設に、より多くの方に喜んでいただける、感動いただけるような施設を追求しなければいけないと考えておりますので、これで終わりということではなくて、基本的には今の考え方がよい方向に進んで、次の段階に行けるような、その時には、一番よいその時の判断で、本来というか、先ほどの意味での一体化がよい選択肢なのか、そういったことを踏まえながら、次の段階は当然ながら、追究していかなければいけないと考えております。

岩田委員

ありがとうございます。そうしましたら、一つだけお願いがあるのですが、フルーツパークについては具体的な、こうしたい、ああしたい、こうするよ、というのがありますね。先ほどのお話は。それで今日、新しい理事長が決まりました。決まったというか、候補者が挙がりまして、そして議会で選定されるのかどうなのか、このまま決まりになりますか。

田中都市整備部花みどり担当部長

理事長につきましては、市長が指名する者がそのまま理事長に就くことになっておりますので、市長が指名して手続きは終わると考えております。ですから今現在理事長はいらっしゃいますので、そうしたところの手続きはありますが市長の指名により決定していくと。

岩田委員

そうしますと非公募でスタートするのが来年 4 月 1 日からと、フルーツパークと同じと。というと、実際問題、理事長が、新しい言葉でいうと、新生フラワーパーク公社になりますか。そちらでどういうことをやりたい。具体的にどうするという計画というのは、自ずから来年 4 月前までには決まりますよね。それというのは、例えば、また今度こういう公開審議の場で、公表は可能でしょうか。できればしていただきたいというのが、最後に私の希望ですけれども。

山本会長代行

それで、割り込んですみませんけれども、理事長候補者の選考過程の中で、決まった人は、施設の将来像を実現性の高い内容でイメージして、選んだ理由の一つですよ。それが今の答え、その通りになるかはともかく、その人が、理事長になった人、就任は来年の 4 月 1 日からですから、まだ候補ですね。その人が応募したときに、こんなふうにしたいというのは、どういうことだったんですか。それも公表するんですか。こんなイメージでいうことを、書いた人がなりましたと言って。

田中都市整備部花みどり担当部長

全ての提案というか、いろいろな提案はいただいておりますが、主なものは、現在のフラワーパークの強みである 3 月から 6 月に向けて、サクラ、チューリップ、フジを更に強化していきたいという、強みを更に強みとして活かしていきたいところが、花に関する提案の主なもの。あるいは、魅力的な時期と魅力的ではない時期、広い園内を歩きたくないような時期がありますので、変動料金制を採用したいというところ。

更には、公益財団法人を目指しておりますので、公益財団法人たる使命として、花の栽培等が、セラピーというか、園芸セラピーなのか、そういったいろいろな心にも、あるいは体にも障害を持つような方が、花を育てる体験を通して、元気になっていただきたいというような、塚本さんのお言葉

を借りますと、「公園福祉にも取り組んでいきたい」というようなご提案、後は売店の強化とか、いろいろなところはいただいておりますが、これについては、先ほど岩田委員からの意見と合わせて、来年の4月でありますので、私としましては、来月より早急に、この候補者の方と、今後の考え方について調整、すり合わせをさせていただいて、来年度の今後の経営計画等も、新しい方が入る中でまとめていきたいと考えておりますので、公表はまともれば、行革審でもできると考えております。

伊藤副市長

補足しますと、今回、9月議会が先立って終わったところですが、その段階で指定管理者制度を導入するという改正をしました。今度はその改正された条例に基づきまして、指定管理者として、フラワーパーク公社を指定管理者にしますという議案を2月に挙げますので、2月議会までの段階で、随意契約といったら変ですけども、要するに非公募で公社にすることを、説明しなければならないですので、その段階である程度、フラワーパーク公社はこういうことをやっているということを、きちんと説明できるようにするつもりです。

御室会長

井上委員どうぞ。

井上委員

私はこのフラワーパーク、動物園を、一体市としてどうやりたいのか。将来像をどう描いていらっしゃるというのか、全然見えてこないんですよ。実は、市の資料に、当初の5年間と、15年先というところが書いてあるんですけども、これを読んでみても、「土地の効率的、効果的な活用のための整備を進めながら、15年間で、感動分岐点を越える体感ができる動植物園を目指して」と、これは一体どういうことかよく分かりません。

それから、「再生を図る計画内容である。当初の5年間は、一体化に必要な施設対応やインパクトづくりのための整備と情報発信を行なう」。こういうことになって、求められる機能につきましても、余暇機能と教育機能と種の保存機能ということで、これは観光施設として、いわゆる観光誘客のためにやっていくのか、それともそういった余暇とか憩いとか、そういった市民の憩いの場とか、そういったふうにやっていくのか。それとも園芸技術の振興を中心にやっていくのか、そういう目的がはっきりしないんですよ。何を一体、どういうふうに将来していきたいという意思があまり見えてこない。

それから新法人、公益法人へ移行するこの法人の目的にしても、「花き類の栽培や展示などの事業を通して、花みどりの普及と情操教育の場の提供と努めるとともに、園芸文化の創造とその情報発信により、本市及び浜名湖周辺の地域振興を図る団体として、市民・地域の生活に潤いと安らぎを与え、地域社会の活性化に資する」と書いてある。何でもばら色的に、いろいろ抽象的な表現を用いて書いてあるんですけども、本当にどうするんだろうなと思っているわけです。

例えば、入場者を増やすため、集客を増やすために、しかも浜名湖周辺の観光拠点として、集客力を図るために、その観光施設としての力を入れていくのか、それとも今の状況だと、ほぼ現状の維持というか、それぐらいの規模で、管理者がせいぜいコスト削減をやる程度かなと思いますし、

一層市民の憩いの場というところを強調するのであれば、思い切って市民の憩いの場というところに割り切りまして、浜松城公園やガーデンパークみたいに無料で開放すると。それで花き振興や園芸、種の保存などは諦めるとか、そういうことで、必要最小限の維持管理コスト、もうシルバー人材センターに依頼して、単なる公園の維持管理だけに努めて、もう無料でみんな開放して、憩いの場として多くの市民に使ってもらおう。そういう選択肢もあると思うんですけども、そこら辺が市として、どういう方向性を目指しているのかということ、将来像についてはもう少し詳しく伺いたいんですけども、いかがでしょうか。

田中都市整備部花みどり担当部長

先ほどの求められる機能のご指摘もありましたが、簡単に言うてしまうというか、これも分かりにくいと、後で指摘をいただくかもしれませんが、あるべき姿のところでお示ししております。現在の動物園・フラワーパークは有料施設でありますので、有料施設といたして、誰もが楽しめ感動できる場が目指すべき姿だと考えておりますので、フラワーパークに来て花に感動いただく、あるいは動物園に来て動物に感動いただき、来てよかったと思えるような施設が、目指すべき姿だと今は考えております。

南出委員

関連の質問なんですけど、私の観点は先ほどフラワーパークの話が中心だったので、私は動物園のほうの観点から、お話を聞きたいんですけど、静岡の日本平動物園、豊橋の総合動植物園、それから浜松の動物園なんですけど、平成元年では入場者が有料で、静岡が約 44 万人、豊橋が 26 万人、浜松が 44 万人いたんですね。それが現在、平成 22 年の資料で行くと、静岡が 44 万人、ほとんど入場者が変わっていないですね。豊橋が約 1.5 倍の 39 万人、浜松だけは約 2 分の 1 以下ですか、17 万人に落ちているわけです。

先ほどお話があった「求められる機能」「あるべき姿」というところで、考えるには、動物園を本当にどうしていくのかということ、あるべき姿というのをもっと具体的に、プランA、プランB、プランC だとかモデルを作って、それにはどれくらい投資が必要で、どれくらい集客が見込めてというプランを立てて、それには問題点と障害は何があるのかということをやらないと、結局、日本平は減っていないし、逆にこの 1 年にすごく増えているんですね。いろいろ展示をやっています。豊橋も当初よりもすごく増えているわけです。

それに対して、二点目として、例えば旭山動物園は、年間 300 万人近く人が来ているわけです。浜松の 10 倍なわけです。そういうところに、職員を半年なり 1 年なり研修派遣、あるいは勉強をさせて、その辺のノウハウだとか、行動展示の在り方だとか、見せ方、日本平も最近、そういう行動展示だとか、いろいろやっているんですけども、そういうところにも人を派遣して、5 年というのは、あまりにも時間稼ぎとしては、長いかなと感じるんですけども、その辺に関して、お考えをお聞きしたいんですけど。

田中都市整備部花みどり担当部長

はい。今委員が言われる近隣 2 園との比較については、おっしゃるとおり、日本平につきまして

はここ数年来、投資をして呼び込んで来た。旭山から始まった動物園の新しい改修ブームにきちんと日本平は乗って、減少傾向に歯止めをかけているのではないかと、分析はできるかと思いません。

豊橋動物園も、浜松動物園との一番の違いは、平らな施設であることと、私もバスで通っておりますが、PR力というか、広告等を使った宣伝力はかなりのものがあると認識しております。そこは浜松動物園との、恥ずかしながら大きく違うものがあると考えております。

したがって、浜松動物園についてのこの落ち込みは、先ほど来、新しい施設へのトライ、投資、あるいは動物についても、これまではあまり投資をしてこなかった、正直なところを言いますと、自然減をそのまま、推移を見ていたというところは、反省すべき材料かと思っています。

一番よいのは、動物園の改修ブームの中で、まだ間に合うかどうか、周りを見ながら見極めないとはいけませんが、展示の仕方、生態展示が人気があるから、どれとどれを生態展示で順番にやっていくとか、あるいは魅力的な動物で、例えば浜松動物園にサイがいませんが、サイはわりあい人気があると言われていますが、サイを購入するようなことで集客が上がるかと、こういったことも踏まえて、展示の仕方ですぐ人が来るのか、魅力的な動物で人が来るのか、あるいは今の動物園は本当に、手すりも持ちたくないぐらい、恥ずかしながら錆びついているところに手を付けてありません。入り口のところには自販機がありますが、その囲いの看板すら錆びております。飲食物を錆びた建物で囲っている恥ずかしい状態、アメニティの分野でいうと、非常に恥ずかしい状況になっています。まずは、来た人をがっかりさせるのではなくて、普通のもてなしは、すぐにでもトライできると考えておりますので、そういったところをまず、すぐに手を入れて、更には委員がおっしゃっており、ほかの動物園をきちんと参考にし、あるいは今のトレンド、ブーム、きちんと流れを、どういうことをやったら、どれぐらいの集客増が図られるかを含めて、分析しながら新しい取り組み、トライをしていければと、いきたいと考えています。

南出委員

ぜひその時に、プランA、プランB、プランC、当然市の予算もありますので、ぜひそういうことで意見が幅広く聞いて進んでいけるように、お願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

前嶋委員

何か基本的に、まず一体化ではないというのが、先ほどの答弁で分かったんですね。ああ、なるほどと思ったのが、だからフラワーパークの植物に詳しい理事長を選ばれたんだなというのも、何となく聞いていて分かってきました。これが始まる前までは、一緒に再生していくと思っていたものですから、この方でいいのかな。動物どうするのかなど。

ということで、まず我々、たぶん皆さんもそうだと思いますけど、今日いただいた資料と市の説明が全然違うなど。これが分かっただけでも良かったと思うので、でもこれは、私は大変な問題だと思うんですね。それは今後気をつけていただければ。

いくつかあるので、分かりやすい質問に変えますね。先ほどの余暇機能、教育機能、種の保存機能、三つの求められる機能というのをお持ちですね。「予算に限りがあるので」という言葉が、そ

の前のページに出ていました。なので効率的にいろいろ全体を見ながら、最少の経費で最大の効果を出したいと、こう言っていた。ということで、これは質問ですけど、三つのうちの優先順位はどう考えているんですか。どれから手を付けますか。まさかこれがわからないということはないと思うんですけど。お金を効率的に使うんだったら、三つあるうちの一番目が、例えば余暇からなのか、これをお聞きしたい。

田中都市整備部花みどり担当部長

ここに今画面が出ております。

前嶋委員

順番だけ言ってください。1番がどれ、2番がどれ、3番がどれ。まさかないということはないと思うんですけど。ここまで言っているわけですから。しかも何回もこの計画を議論しているわけですから。答えてください。

田中都市整備部花みどり担当部長

どれも重要だと考えております。

前嶋委員

それじゃあ話にならない。お金がなかったら。だって片方ではお金がないんでしょう。それをどれも重要だけでも、どれからやるんですかと、私は質問しているんです。どれですか。

田中都市整備部花みどり担当部長

動物園についてということで、お答えすればよろしいですか。

前嶋委員

例えば、動物園はどれ、植物園はどれ、どちらでも結構です。

田中都市整備部花みどり担当部長

分かりました。フラワーパークについては、1番が一番上(余暇機能)かと考えております。動物園については、教育機能だと考えております。

前嶋委員

なるほど。ということで目的が違うので、フラワーパークと動物園を別々にやると。こういうことでもいいですか。間違いないですよ。

田中都市整備部花みどり担当部長

優先順位が違うということで。

前嶋委員

優先順位が違うというか、目的が違うので、フラワーパークは指定管理者の公社にやってもらって、動物園はお掃除をしたり、植物の管理は公社がやるそうですけれども、実際の動物をいかに見せるかとか、いわゆる集客ですね。そういうことは公社ではなくて、浜松市の方が、職員がやるとい、こういうことでもいいですか。そう書いてありましたね。

田中都市整備部花みどり担当部長

今言われるように、動物の見せ方を変えて、集客を図るといのは市の役割です。

前嶋委員

ということは、動物園の効率的な運営は市がやるんですね。

田中都市整備部花みどり担当部長

効率的な運営のために、公社に任せたいほうが一体的に、大きなパイでやったほうが効率的、コストが下がるものもありますので、それは公社に任せていきたい。

前嶋委員

いや、分かりますよ。それは清掃だとか、植栽の管理とか、料金の徴収でしょう。私が聞いているのは、運営ですから、いかにたくさんのお客さんを、魅力ある動物園に呼び込むかというのが施設の運営じゃないですか。それを市がやるんでしょう。やらないですか。

田中都市整備部花みどり担当部長

動物の魅力を高めてやっていくというのは市の役割です。

前嶋委員

市ですね。で、先ほどの質問であつたけれども、よその動物園は増えないまでも減らない。浜松はどんどん減っている。それをそのままにしているとおっしゃいましたね。今までそのままにしていた市が、これから3年間で、フルーツパークは時之栖が再生しますよ。フラワーパークは新理事長が一生懸命頑張ってくれますよ。じゃあ動物園は部長さんが責任を持ってやってくれるんですか。少なくともこういうふうになるよと。

今、こうやると具体的なことを言えといっても無理だと思いますけれども、少なくとも責任の所在だけは、だから動物園の再生が、フルーツパークやフラワーパークと比べて遅れたら、私が責任を取りますとか、動物園はこうしますとか、そのくらいはやはり覚悟のほどを聞かせていただきたいです。

田中都市整備部花みどり担当部長

先ほどの説明のとおり、動物園については市が、来年度以降も管理していきたいので、責任は市に。

前嶋委員

ということは、所管課ですか。

田中都市整備部花みどり担当部長

所管課。

前嶋委員

田中部長でよろしいわけですか。

田中都市整備部花みどり担当部長

私だと考えてください。

前嶋委員

はい。分かりました。皆さんも3年後を楽しみに、私も3年後を楽しみにしたいと思います。どの施設が一番頑張っていて、市にお金を落としてくれるか。これはそれぞれ目的も魅力も全部、形態も違うのですが、たまたま運営するのが、完全の民間と公社と市ですので、私の任期中に成果が出る

かどうか分かりませんが、3年あるので、少なくとも変化があると思いますし、御室会長もおっしゃっていましたが、こういう公開の場で、これもぜひ変化をご報告していただきたいと思います。お願いします。

田中都市整備部花みどり担当部長

はい。

武藤委員

乱暴な意見になるかもしれませんが、今日のお話を聞いた段階で、動物園とフラワーパークについては完全に別で、敷地も別でというところの話であるならば、乱暴かもしれませんが、フラワーパークの一体化の借地の状況ですね、これが今、館山寺総合公園の借地の状況なんですけど、先ほどの前段の借地の解消の計画のところもあるんですけど、いっそのこと切り離して、フラワーパークが例えばフラワーパークと動物園の顧客の年齢層が違うという話であれば、おそらく当然ながら、フラワーパークの方が、どちらかというと年齢が高い層になると思いますので、あんな坂だらけのフラワーパークは、全て借地も返還してしまって、いっそのことガーデンパークを県から買い取って、フラワーパークの機能を一切合切移設するだとか、そういった思い切ったやり方もできるのではないかと。

先ほどの資料の中で、最後のところに、花博の10周年記念事業の開催というところの文言が一言入っておったわけですが、おそらく浜松市民にとって花博という言葉は、ガーデンパークの方が認識されているんじゃないかというふうに考えるのですが、その辺はいかがでしょう。

田中都市整備部花みどり担当部長

まず、館山寺総合公園という名前を使わせていただいています。これは都市計画決定に基づく都市公園でありまして、これについては全体が公園という、今は指定がされていますので、切り離すとかいうことではなくて、借地の解消は努めてまいりますけど、現在も過去の指定されたとおり、全体が都市公園の指定を受けているところでありまして、ご理解いただければと思います。

山崎委員

一ついいですか。事務局の資料のフラワー・フルーツパークの答申状況を出していただけますか。まず一番初め、平成18年に全く今言ったようなこと。資産を市に移管、動物園と一体、フルーツパークは分離と。平成18年から、今年何年ですか。

それとフラワーパークについては3年後に公募する。こういうふうに遅れた原因はどこにあるんですか。副市長。とんでもなく遅れているわけですよ。

伊藤副市長

私が思うというところですけども、その時の機関決定を聞いたわけではないので、先ほど申し上げたとおり、フルーツパークには約15名、フラワーパークには20数名の職員がおります。解散したからといって、職員をそのまま、要するに整理解雇にするということが出来るかどうかということが、まず一つあります。その時に市がその職員を採用するということになったら、市の行革に反することになります。したがって、市といたしましては、フラワー・フルーツパーク公社をどのように改善して

いくつかという、段階的な道を踏んだと。

その時に、なぜフルーツパークから手を付けたかという、当然リサーチを前提にしています。その時にフルーツは、何とか民間ベースでいけそうだという話があったので、まずそちらから踏み切ったと。フラワーについてはそういう状況がなかったので、少し時間をくれてやろうと、その代わり、無秩序に、いつまでもずるずるしないということをするために、3年間という期間を設けて、さすがに3年間経って、先ほど田中部長は優しい言い方をしましたけれども、3年経って成果が出なかったら、公社そのものは解散すると。そのくらいのつもりでやっているつもりです。

山崎委員

いや。今聞きますと、平成18年から5年過ぎている話ですよ。従業員云々。例えば、まちづくり公社なんて、同じ市の外郭団体で、希望退職を取るだとか、従業員を半分にしているわけですよ。そういうことをここは何もやらずに、今おっしゃったような、私も雇用は守らなければいけないと思いますよ。ですから、もう何回も雇用の問題で、みんな遅れている。それならそれで、もう少し突っ込んだ話をしてやっていかないと、市の行政、まさに行政改革なんてできやしないわけですよ。これは誰が責任を取るんですか。こういうことは。

伊藤副市長

遅れたことについては、素直に申し訳ないと言いますけれども、少なくとも18年3月の最初の答申の、公社の資産を市に帰属させることについては、やっと今回できたということになります。フラワーパークと動物園と一体運営、一体化ではなく一体運営という意味でやれば、少なくとも今回は、一体というのか、一元化というのか、一元運営というかたちになりました。で、フルーツパークは分離した。経営計画については、申し訳ないですけれども、これからそれぞれお見せするといった状況かなと思いますけれども、少なくとも、時間がかかったことに関しては、申し訳ないというしかないですけれども、ある程度の部分は、少なくともきていると評価しています。

山崎委員

いや、それはですね、水掛け論になりますけれども、やり方が甘いですよ。5年も経って。しかも先ほどの借地の問題のような相手のある話じゃないんですよ。職員はいますよ。それをただ職員がいるから先送りする。それで5年も過ぎてしまって、また3年過ぎるわけです。こういうことが根本的に市の中にあると、行革審でいくら叫んでも、こういうことになってしまうんですね。できなければできないで、はっきり言ってくれればいいんです。ずるずる、ずるずるきて。今日の議論なんか、みんな同じことを言っているんですよ。だからこれはですね、もう少し真剣に考えて、市としての行政のやり方というのを考えないと、ますます駄目になってしまいますね。それを私、一つ言っておきたいと思います。以上です。

4 閉 会

御室会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、時間もまいりましたので、今、山崎委員からお話がありましたことが、まさに今日のまとめの結論だと思います。やはり、正直言って危機意識がないのかなと思いますので、ぜひ、これを今日の締め言葉にいたしまして、行革審をこれで終了したいと思います。どうも、長時間ありがとうございました。

以上により21:03閉会

議事録署名人